2025 年(令和 7 年)12 月 24 日 第 4 号

全保協 NEWS LETTER

保育の現場で役立つ！働き方の最新情報

04
2025

～より良い保育に向けた労務、法令、制度、情報のポイント理解による彩りある園づくり～

CHECK! 「育児期の柔軟な働き方を実現するための措置」を理解しよう
令和 7 年 10 月 1 日施行　改正育児･介護休業法

今回の改正で対応が必要となった「育児期の柔軟な働き方を実現するための措置」（以下①～⑤）の具体的な内容とその措置を選択する場合の留意点を２回にわけて解説します。

★事業主は、以下の①～⑤から２つ以上の措置を講じなければなりません。

①始業時刻等の変更
②テレワーク等(10 日以上/月)
③保育施設の設置運営等
④就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇（養育両立支援休暇)の付与(10 日以上/年)
⑤短時間勤務制度(1日の所定労働時間を原則6時間とする措置を含む)

フルタイムでの柔軟な働き方
(所定労働時間を変更せずに利用できる働き方)

園や職員の状況を踏まえて、メリット・デメリットを整理しながら、園ではどの措置を整備するかを検討していきましょう。

①始業時刻等の変更

■措置の内容：所定労働時間を変更しないことを前提としつつ、次のいずれかの措置をとります。

（1）フレックスタイム制
職員が始業・終業時刻を自主的に決定し、一定の清算期間内で所定労働時間を勤務する制度

（2）始業および終業の時刻を繰り上げまたは繰り下げる制度（時差出勤の制度）
１日の所定労働時間を変更せず、始業および終業時刻を職員の希望に応じて繰り上げまたは繰り下げる制度

■ワンポイント解説：シフト制を導入している園では、正職員は全ての勤務時間帯に勤務することを基本としていることが多いですが、**職員が希望し、予め申請・受理した勤務時間帯のみの勤務を認める場合（例：職員が早番勤務のみを希望し、それを認める場合）は、「始業時刻等の変更」を措置したことになります。**
職員の都合に合わせた柔軟な働き方を進めやすく、おすすめの措置です。

職員の希望する時間帯だけの勤務を認めてもよいのでしょうか？

認めても構いません。ただし、園全体のシフトとのバランスを考えることも大切です。面談などの機会を設けて、園の状況を共有しながら一緒に調整していくことがおすすめです。

②テレワーク等（10 日以上/月）

■措置の内容：1 日の所定労働時間を変更せず、月に 10 日以上、自宅等で勤務できる措置です。原則として、始業の時刻から又は終業の時刻まで連続して時間単位で利用できます。

■ワンポイント解説：テレワーク等を導入する場合は、どんな業務であればテレワーク等で行えるか、行ってもよいかを整理することから始めましょう。
ノンコンタクトタイムで行う業務は基本的にテレワーク等でも行える業務ですが、園児の個人情報や園の秘密情報を取り扱う業務は、情報漏えいのリスクがあるため、原則としてテレワーク等では行わないなど、まずは「どの業務ができるか／できないか」を明確にします。
そのうえで必要なルール（テレワーク等を利用したい場合の申請方法、出勤・退勤時刻の報告方法、業務中の連絡手段・体制、業務を行う場所、テレワーク等の際の費用負担、機器の使い方など）を整備して、就業規則等に定めておきましょう。

テレワーク等を導入する意味はありますか？

あります。働き続けやすい環境づくりは、職員の安心だけでなく、園の安定運営や人材確保にもつながります。

テレワーク等で行う業務として、どんな業務が考えられますか？

指導計画や園だより・クラスだよりなどのたよりの作成、製作物の準備などのほか、オンラインでの職員会議への参加、研修の受講などをテレワーク等で行っている園もあります。

何から手をつければよいですか？

「できる業務・できない業務」を書き出すことが第一歩です。小さな整理から始めることで、スムーズにルールづくりにつなげられます。

★誰もが働き続けやすい園を作るために
まずは園や職員の状況、育児中の職員やそのフォローをする職員の希望や負担を整理し、各措置のメリット・デメリットを比較します。職員にも意見を聞いたうえで、実施しやすい措置を選んでいきましょう。職員は、園が選んだ措置から１つを選び、利用期間や勤務時間等を申請します。その際、園の状況等を踏まえて相談・調整することもできます。導入後は、園や職員の様子を見ながら必要に応じて見直しを行い、園全体が働きやすい環境になるように無理なく整えていきましょう。次号では、措置の③～⑤を解説します。

質問箱

記事の内容への質問、感想、実践事例など、お気軽にお寄せください。
ニュースレターで取り上げるなど、情報共有やポイント解説をします。
（やり方：以下 URL または 右記 QR コード から ➡「質問箱」）
https://thanksgift-kodomonosora.thanksforms.net/answer/15d1ededfd91bde76c979fe2411f34eb51cd39a6

■発行者（全保協委託）社会保険労務士法人こどものそら舎　https://kodomonosora.jp/
※本ニュースレターは全保協会員の皆さまへの限定配信です。全保協協議員、保育組織及び発信登録をいただいたアドレス宛にお送りしています。必要に応じて会員への回送をお願いいたします。無断複製等はご遠慮ください。

社会保険労務士法人 こどものそら舎